



JSB

JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F
TEL 03-4415-2061 FAX 03-4415-2062

一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

『ユニフォーム規程』

第1条 (趣旨)

本規程は、一般財団法人日本社会人バスケットボール連盟（以下JSB）に公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。また本規程に定めない事項については、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下JBA）の競技規則およびユニフォーム規程を準用する。

第2条 (ユニフォーム)

本規程における「ユニフォーム」とは、ゲーム中、チーム・メンバー（プレイヤー、交代要員）が、着用する「シャツ」と「パンツ」のことをいう。

2 ユニフォームの基本原則は、両チームははっきり識別できること。プレイヤーの番号が審判とスコアラーにはっきり見えること。

3 本規程の内容にかかわらず、各チームは、バスケットボール競技規則に述べられた規程を遵守しなければならない。

第3条 (シャツのマークとロゴ)

マーク・ロゴを付ける場合は、チームメンバー全員が同じ色、同じデザインのマークやロゴを付けなければならないし、いかなる場合もシャツの色および番号がわかりにくくなるような大きさデザインのものは認められない。

2 シャツに広告や商標等を付ける場合は、JSBに許可を受けなければならない。

3 前項に基づく広告は、数や大きさに制限を設けないが、試合に支障が無いようにすること。

第4条 (パンツのマークとロゴ)

マーク・ロゴを付ける場合は、チームメンバー全員が同じ色、同じデザインのマークやロゴを付けなければならないし、いかなる場合もパンツの色および番号がわかりにくくなるような大きさデザインのものは認められない。

2 パンツに広告や商標等を付ける場合は、JSBに許可を受けなければならない。

3 前項に基づく広告は、数や大きさに制限を設けないが、試合に支障が無いようにすること。

第5条 (ウォームアップスーツ・セカンダリーシャツ)

ウォームアップスーツ・セカンダリーシャツには広告の大きさや数の制限は設けないが広告や商標等を付ける場合は、JSBに許可を受けなければならない。

第6条 (会場での広告や商標等の表示費用負担について)

大会主催者が、シャツ・パンツのマーク・ロゴを付けることを認めた場合でも、会場の借用契約により広告費の負担を求められることがある。その場合はマーク・ロゴを付けたチームの負担となる。

**JSB****JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION**〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F
TEL 03-4415-2061 FAX 03-4415-2062

一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

第7条 (アンダーガーメント)

シャツおよびパンツからはみ出してしまう上半身および下半身用のアンダーガーメント (パワー・サポーター、パワー・スリーブ、およびパワー・タイツ等) の着用については以下のとおりとする。なお、シャツの下にTシャツ等を着用することは、認められない。

- 2 下半身用のアンダーガーメントの着用を認める (ロングタイツ可) が、脚のコンプレッションスリーブで、黒色か白色あるいはパンツと同じ主となる色のもの。ただし、同じチームのプレイヤーは同じ色を着用しなければならない。

(附則)

1. この規程は、平成30年12月16日から施行するものとする。
2. この規程は、平成30年6月10日から施行するものとする。

以 上